

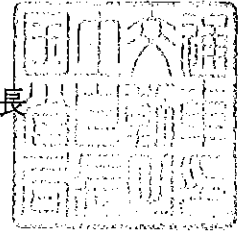
国4

13.4.02

国自技第257号の3  
平成25年3月28日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



総合特区「分割可能貨物輸送効率化事業」に使用する基準  
緩和自動車の認定に係る取扱について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達  
しましたので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対して  
周知方お願いします。

別添  
国自技第181号  
平成25年3月28日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長 (公印省略)

総合特区「分割可能貨物輸送効率化事業」に使用する基準  
緩和自動車の認定に係る取扱について

今般、総合特別区域法（平成23年法律第81号、以下「特区法」という。）第7条第1項に基づく総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）の別表2（地域活性化総合特区において活用できることができる規制の特例措置）において「分割可能貨物輸送効率化事業」が定められたところである。

これにより、今後、指定地方公共団体が特区法第35条第2項第1号に規定する特定地域活性化事業として、「分割可能貨物輸送効率化事業」を定めた総合特別区域計画を内閣総理大臣に申請し、その認定後、同事業において使用する自動車について基準緩和の認定の申請がなされることになる。

については、同事業に使用する自動車の基準緩和の認定については、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）によるほか、別添により取り扱うこととされたい。

なお、関係団体等には別紙のとおり周知したので了知されたい。

総合特区「分割可能貨物輸送効率化事業」に使用する基準緩和自動車の認定に係る取扱について

第1. 適用範囲

本取扱は、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第7条第1項に基づく総合特別区域基本方針（平成23年8月15日 閣議決定）の別表の2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）において定められた「分割可能貨物輸送効率化事業」（以下「特区事業」という。）に使用しようとする自動車の基準緩和の認定に関し、必要な事項を定めることとし、当該事業に使用しようとする自動車の基準緩和の認定は「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日 国自技第193号。以下「認定要領」という。）によるほか、本取扱により行うものとする。

（参 考）

「分割可能貨物輸送効率化事業」とは、指定地方公共団体、製品企業及び物流企業等で構成される地域協議会等において、事業者と総合特別区域内の特定経路を管轄する道路管理者との間で道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担して実施すること、同協議会等が策定した輸送の観点から講じる安全対策を構成団体が一体となり徹底することについて協議され、当該特定経路において認定要領第3第1号に規定する自動車（セミトレーラであって、緩和項目が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）に限る。）を使用して当該重量緩和セミトレーラが単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として分割可能な貨物を輸送する事業をいう。

第2 基準緩和の認定を申請することができる自動車

特区事業に使用するため道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第47条の2に基づく特殊車両通行許可を受けることが確実であることが道路管理者により確認されている重量緩和セミトレーラとする。

第3 申請者

- 1 基準緩和の認定の申請は、特区事業に使用しようとする重量緩和セミトレーラの利用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって当該基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の長から当該基準緩和の認定の申請を委任された者
- (2) 法人の代表者から当該基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

#### 第4 申請書及び添付資料

- 1 申請者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に認定要領別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料及び特区事業に関する次に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
  - (1) 特区事業の特定経路に関する資料
  - (2) 輸送しようとする物品及びその重量等に関する資料
  - (3) 輸送しようとする物品の落下防止対策等の安全対策に関する資料
  - (4) その他特区事業に関し必要と認める資料
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する重量緩和セミトレーラ（当該取消処分を受けたものを含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する重量緩和セミトレーラを同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 第7第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた重量緩和セミトレーラの使用者の氏名若しくは名称及び住所、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。

#### 第5 審査等

- 1 地方運輸局長は、特区事業に使用しようとする重量緩和セミトレーラについて基準緩和の認定の申請があった場合には、当該事業の特定経路を管轄する道路管理者に対し、当該申請に係る重量緩和セミトレーラが道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可（以下「特殊車両通行許可」という。）を受けることが確実であることについて第6号様式により道路管理者に照会し第7号様式の回答を求めるものとする。
- 2 地方運輸局長は、申請書及び添付書類等により、認定要領第6第1項から第5項による重量緩和セミトレーラの基準緩和の認定に関する審査及び特区事業に関する基準緩和の認定の審査を行うものとする。この場合において、当該事業に関し、当該重量緩和セミトレーラが輸送しようとする物品の落下を防止するため、必要に応じて、物品積載装置の改善等を指示することができるものとする。

- 3 地方運輸局長は、前2項による審査を行った場合は、当該重量緩和セミトレーラに定める単体物品基準緩和最大積載量を限度とし、かつ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で特区分割可能貨物基準緩和輸送する場合の最大積載量（以下、「特区分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、特区分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計として特区分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。
- 4 認定要領に基づき、既に基準緩和の認定を受けている重量緩和セミトレーラについて、特区事業に使用するため基準緩和の認定を受ける場合は、従前の基準緩和の認定は失効する。

#### 第6 条件、期限及び制限の付与

- 1 地方運輸局長は、特区事業に使用しようとする重量緩和セミトレーラについて基準緩和の認定を行う場合は、認定要領第7第1項に基づき重量緩和セミトレーラに関する条件又は制限のうち必要と認めるものを付すとともに、当該事業に関する次に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、当該事業に関し必要と認める場合は、次に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。
  - (1) 重量緩和セミトレーラの後面には、特区分割可能貨物基準緩和車両総重量及び特区分割可能貨物基準緩和最大積載量をそれぞれ表示すること。
  - (2) 特区事業に係る運行は、道路法の道路であって、「分割可能貨物輸送効率化事業」として当該道路の道路管理者との協議により特定された経路に限る。
  - (3) 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。
  - (4) 運行に当たっては、認定書（写し）を携帯すること。
- 2 地方運輸局長は、特区事業に使用しようとする重量緩和セミトレーラについて基準緩和の認定を行う場合は、次の各号により認定の期限を付すものとする。ただし、当該重量緩和セミトレーラを当該事業に使用する使用期間が限定されているなどの状況に応じ、必要と認める場合は期限を短縮することができる。
  - (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある重量緩和セミトレーラは、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日
  - (2) 前号に掲げる以外の重量緩和セミトレーラは、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日）から起算して1年を経過した日

#### 第7 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第5による審査の結果、特区事業に使用しようとする重量緩和セミトレーラについて基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第6に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 当該重量緩和セミトレーラの後面には、認定要領第8第2項に基づく表示のほか、第6

第1項第1号に係る表示を次の例により表示するものとする。

基準緩和項目	表示の例
特区分割可能貨物基準緩和車両総重量	「特区車両総重量57.90トン」
特区分割可能貨物基準緩和最大積載量	「特区最大積載量47.00トン」

- 3 地方運輸局長は、第1項の基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付したうえ、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨通知するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第5による審査の結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、当該基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

#### 第8 継続緩和の認定

- 1 第7第1項により基準緩和認定書の交付を受けた自動車の使用者は、第6第2項の規定により付された期限後においても当該重量緩和セミトレーラを引き続き基準緩和の認定を受けて特区事業に使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第4号様式の基準緩和認定申請書に認定要領別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料及び第4第1項各号に掲げる資料（前回の基準緩和の認定から変更があったものに限る。）を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定の申請に係る重量緩和セミトレーラについて、特区事業に係る特定経路を管轄する道路管理者に対し、引き続き当該重量緩和セミトレーラが特殊車両通行許可を受けることが確実であることについて第6号様式により照会し第7号様式の回答を求めるものとする。
- 4 地方運輸局長は、申請書及び添付書類等により、認定要領第9第3項各号による重量緩和セミトレーラの基準緩和の認定に関する審査及び特区事業に関する基準緩和の認定の審査を行うものとする。
- 5 地方運輸局長は、前2項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7第1項の規定にかかわらず、第6の条件、期限及び制限を付し、基準緩和

和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している場合は継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、当該重量緩和セミトレーラを特区事業に使用する使用期間が限定されているなどの状況に応じ、必要と認める場合は期限を短縮することができる。

- 6 地方運輸局長は、前項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、速やかに、当該重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定の期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

## 第9 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受け特区事業に使用している重量緩和セミトレーラについて、認定要領第19第1項に規定する違反事項等が認められた場合は、当該重量緩和セミトレーラに対し、同項の規定により行政処分を行うものとする。
- 2 地方運輸局長は、前項の行政処分を行った場合に、当該行政処分が特区事業に関する認定に付された条件又は制限に違反したことによるものである場合は、指定地方公共団体又は地域協議会等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定は失効するものとする。
  - (1) 当該重量緩和セミトレーラの登録が抹消された場合
  - (2) 当該重量緩和セミトレーラの使用者が変更された場合
  - (3) 当該重量緩和セミトレーラの使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
  - (4) 第6第2項又は第8第5項の規定により付された認定の期限を経過している場合
- 4 地方運輸局長は、認定要領及び本取扱に規定する業務を適切に実施するため、同事業に参画する事業者に対する監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、当該事業に使用する重量緩和セミトレーラの運行状況の把握に努めるものとする。

## 附則

### (適用時期)

本取扱は、平成25年3月28日以降の特区事業に使用しようとする場合における基準緩和の認定の申請から適用する。

基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印  
住 所

下記の自動車について、総合特別区域法第7条第1項に基づく総合特別区域基本方針の別表の2に定められた分割可能貨物輸送効率化事業により、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。



基準緩和認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

印

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

基準緩和認定書（特区あり）

番 号  
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 認定に関して周知する事項がある場合には適宜記載する。

基準緩和認定申請書（特区あり継続）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

印

下記の自動車について、総合特別区域法第7条第1項に基づく総合特別区域基本方針の別表の2に定められた分割可能貨物輸送効率化事業により、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 登録番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の態様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (4) 初回及び前回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。

基準緩和認定書（特区あり継続）

番 号  
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 認定に関して周知する事項がある場合には適宜記載する。

特殊車両通行許可確認書

年 月 日

地方整備局

県

市

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、総合特別区域法第7条第1項に基づく総合特別区域基本方針の別表の2に定められた分割可能貨物輸送効率化事業により、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

- 1 申請日
- 2 申請者名
- 3 申請者連絡先
- 4 車名及び型式
- 5 車両の諸元及び通行経路の概要（別添）
- 6 地方運輸局問い合わせ先

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 5の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可事前確認書、運行経路図とする。

特殊車両通行許可確認書（回答）

年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

地方整備局

県

市

特殊車両通行許可事務担当課

平成 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

番 号  
年 月 日

運輸支局長殿  
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について（特区あり）

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、  
基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

(特区あり)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

印

### 誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、  
車台番号の自動車について、総合特別区域法第7条第1項に基  
づく総合特別区域基本方針の別表の2に定められた分割可能貨物輸送効率  
化事業により、道路運送車両の保安基準第55条に基づく基準緩和の認定  
申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵  
守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、その他の関係法令  
を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けよ  
うとも異議申し立ては致しません。
4. 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(日本工業規格A列4番)

#### 備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者  
とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (6) その他、誓約する事項がある場合は適宜追加する。